

## 生活福祉資金 福祉資金〔福祉費〕特例貸付

### 生活復興支援資金のご案内

#### ○ 生活復興支援資金とは

東日本大震災により被災した低所得世帯（被災により低所得世帯となった場合も含む。）に当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援する資金です。

#### ○ 貸付対象世帯

次のいずれにも該当する世帯となります。

- 1 東日本大震災により被災した低所得世帯又は、震災により低所得世帯になった世帯  
\*注1
- 2 震災に伴い、「り災証明書」又は「被災証明書」が発行されている世帯 \*注2
- 3 岐阜県内に避難している世帯で、今後当面の間、岐阜県内に居住し、生活の復興に向けた取組みを行う世帯 \*注3
- 4 今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会による支援を受けることに同意が得られること
- 5 生活再建後は、就労収入等により償還が見込めること

\*注1 平成23年3月12日に長野県北部で発生した地震、平成23年3月15日に静岡県で発生した地震による被災も含む。

\*注2 災害を受けたことにより市町村その他機関が当該書類の発行に日数を要すると認められる場合で、「証明書交付申請書」の写の提出により、後日証明書が交付される蓋然性が確認できる場合は、借入申込みができます。ただし、一時生活支援費については、当初の貸付期間は3月以内となります。

\*注3 一時生活支援費の貸付期間は、原則、岐阜県内に居住予定の期間となります。

#### ○ 資金種類と貸付限度額等

資金種類		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間
一時生活 支援費 *注1	生活の復興の際に必要な となる当面の生活費	・2人以上 月額20万円以内 ・単身 月額15万円以内	6月以内 *注2	最終貸付日から2年 以内	据置期間 経過後 15年 以内 *注5
生活再建費 *注3	住居の移転費、家具什器 等の購入に必要な費用	80万円以内	—	貸付日（一時生活支援費と あわせて貸し付けている場 合には、一時生活支援費の 最終貸付日）から2年以内	
住宅補修費 *注4	住宅補修等に必要な費用	250万円以内	—		

\*注1 失業等給付及び生活保護を受けている世帯は、貸付対象外となります。

なお、表中の金額は上限額であり、貸付月額は世帯全体の収入・支出の状況に関する書類を申請時に提出いただき、決定いたします。

\*注2 り災証明書又は被災証明書交付申請書の写の提出により、後日証明書が交付される蓋然性が確認できる場合は、3月以内となります。（貸付決定後、証明書が提出され、6月までの延長を希望する場合は、世帯の収入状況等を勘案し、延長の可否を決定）

- \*注3 返済を考慮し、借入額は最小限に抑え、必要最低限の物品の購入を検討ください。  
 なお、日本赤十字社等による避難世帯への家財や家電製品等の支援が受けられる世帯は、その内容や支給時期を確認のうえ、借入れを検討ください。
- 注4 震災時に居住していた住居を補修する場合の貸付けであり、震災発生時に居住していた住居のある都道府県で申請となります。(避難先は貸付対象外)
- 注5 借入金額に応じて設定します。  
 (50万円以下…5年以内、150万円以下…10年以内、200万円以下…15年以内)

## ○ 連帯保証人と貸付利子

原則として、別世帯に属する連帯保証人を1名立てる必要があります。  
 連帯保証人を立てる場合は、貸付利子は無利子となります。  
 連帯保証人が得られない場合は、貸付利子は、年1.5%となります。

## ○ 申込に必要な添付書類

申込にあたっては、借入申込書に次の書類を添付してください。

- ① 健康保険証(写)、運転免許証(写)、パスポート(写)など本人確認ができるもの
- ② 世帯員全員の住民票(又は外国人登録原票記載事項証明書)の写し
- ③ り災証明書、被災者証明書など、東日本大震災により被災したことが確認できるもの
- ④ 借入申込者の世帯の収入状況又は生活に困窮していることが確認できるもの  
 …源泉徴収票(写)、所得税の確定申告書(写)、離職票(写)、被災前後の給与明細書(写)など
- ⑤ 住民税課税証明書など、連帯保証人の資力が明らかになる書類  
 住民票、運転免許証(写)など連帯保証人の本人確認の書類  
 連帯保証人が立てられない場合は、「連帯保証人が立てられないこと理由書」を添付  
 ※市町村社協に様式有り
- ⑥ 生活復興支援資金借入申込人状況票(貸付金の使途及び内訳) ※市町村社協に様式有り
- ⑦ 個人情報の取扱いについて(個人情報同意書) ※市町村社協に様式有り
- ⑧ 生活再建費を申請する場合において、見積書など必要とする費用が確認できるもの
- ⑨ その他、県社協会長が必要とするもの

## ○ 相談・貸付の流れ

1 貸付の相談	・居住地の市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)にご相談ください。
2 申請	・借入申込書に必要書類を添えて、市町村社協に申込みください。
3 審査	・岐阜県社会福祉協議会が審査を行います。 ・審査を進めるなかで確認や書類の提出をさせていただくことがあります。
4 貸付決定	・市町村社協を経由して、「貸付決定(不承認)通知書」、(決定の場合)「借用書」を交付いたします。

5 借用書提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「借用書（借受人・連帯保証人自署・捺印）」、「印鑑証明書（借受人・連帯保証人）」、「口座振替依頼書」を市町村社協へ提出ください。</li> </ul>
6 資金交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県社会福祉協議会は、書類の不備等を確認のうえ、借受人本人の口座に送金します。不備等があった場合は、送金は再提出又は確認後となります。</li> </ul>
7 継続送金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時生活支援費は、原則1カ月ごとに貸付決定月額を送金します。</li> <li>・送金にあたっては、毎月、借受世帯の状況票を提出いただきます。提出がない場合、貸付を停止する場合があります。</li> <li>・貸付期間中に就職等収入に変化があった際には、貸付金を停止又は減額する場合があります。</li> <li>・他の公的給付又は公的貸付を受ける場合には、当該給付又は貸付けを受けている間、本資金の貸付けを停止いたします。</li> <li>・貸付期間中に、他県へ転居する場合は、残りの期間を辞退し、転居先の都道府県で残りの月数分を申請することとなります。</li> </ul>
8 据置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年以内で設定した据置期間を経て償還（返済）開始となります。</li> </ul>
9 貸付金の償還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則口座振替により、償還期限までに貸付金を元（利）金均等償還していただきます。※口座振替等手数料は借受者負担となります。</li> <li>・なお、やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、届け出により承認された場合、貸付金の償還を猶予することができます。（原則1年以内）</li> <li>・償還期限までに償還されなかった場合は、延滞元金につき年5%の率をもって、当該償還期限の翌日から延滞元金を全て償還した日までの日数により計算した延滞利子を別途徴収します。</li> </ul>

## ○ 申込にあたって注意いただくこと

- ・ご相談・申込みを進める際、貸付事業を円滑に実施することを目的に、必要の範囲内で個人情報を取得し、自立相談支援機関等関係機関へ提供いたします。
- ・市町村社会福祉協議会又は岐阜県社会福祉協議会から、契約の内容等に関する問合せや定期的な報告を求める場合がありますので、必ず回答・報告をしてください。
- ・就職等による自立や必要な資金の融資を他から受けたとき、他の資金の貸付や給付（生活保護含む）を受けた場合は、速やかにその旨を市町村社会福祉協議会又は岐阜県社会福祉協議会に届け出てください。  
また、住所・氏名等の変更があったときも、同様に速やかに届け出てください。  
（※住所の移動については、「生活復興支援資金 連絡票」を必ず提出してください。）
- ・岐阜県社会福祉協議会は、借受人が次の事項の一つに該当すると判断した場合、貸付金の全部又は一部につき、一括償還を請求し、又は将来に向かって貸付けを停止若しくは貸付契約を解除いたします。

- (1) 貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき
  - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき
  - (3) その責務に違反したとき
  - (4) 借受期間中に就職等による自立又は必要な資金の融通を他から受けるなどしたとき
  - (5) 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき
  - (6) 生活保護受給を開始したとき
  - (7) 民事保全又は民事執行の申立てを受けたとき
  - (8) 破産等の申立てをし、又は申立てを受けたとき
  - (9) 岐阜県社会福祉協議会から求められた貸付限度額の変更に応じないとき
  - (10) 借受人又は借受人の属する世帯の者が暴力団員であることが判明したとき
  - (11) その他貸付け又は貸付契約を継続しがたい事由が生じたとき
- また、この他に、
- ・借受人が自立に向けた取組みを怠っている場合に、市町村社会福祉協議会が助言・指導を行ってもこれに従わないときは、貸付けの停止を行います。
  - ・借受人が貸付期間中に訓練・生活支援給付を受給することが決定した場合は、当該給付の受給期間中は、資金の貸付けを停止いたします。
  - ・貸付期間中に、他県へ転居する場合は、残りの期間を辞退いただき、転居先の都道府県で残りの月数分を申請いただきます。

相談、お問合せは

お住まいの市町村社会福祉協議会まで

お問合せは

#### 実施主体

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館

TEL 058-273-1111 (内線 2513・2514)